

施工条件明示書

(広島高速3号線橋脚灯制御盤等更新工事)

1. 工程について

- (1) 本工事における施工時間帯は、以下のとおり見込んでいるが、関係機関との協議・調整等により、時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。
 - 1) 夜間作業 21:00～5:00 (準備・後片付け等を含む)
- (2) 受注者は、本工事と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。関係者として、以下を見込んでいる。
 - 1) 公社保守業者 (電気通信設備保守点検、ETC設備保守点検等)
 - 2) 公社交通管制業者
 - 3) 広島高速道路公社が発注する工事及び業務等の施工業者
 - 4) その他関連業者

2. 施工について

(1) 工事用車両

工事用車両の現場出入りは以下のとおり見込んでいる。なお、詳細計画については、別途、関係機関等と協議の上、決定するものとする。

- 1) 高速3号線上り線 . . . 仁保入路 → 坂北出路、宇品入路 → 坂北出路
(広島大橋分含む)
- 2) 高速3号線下り線 . . . 海田入路 → 宇品出路、仁保入路 → 宇品出路、
(広島大橋分含む) 坂北入路 → 宇品出路、坂北入路 → 仁保出路

運行車両について、受注者自ら利用台数 (月単位) を記録・整理し、監督員に提出しなければならない。

- (2) 現場出入りに係る有料道路通行料金については、次のとおり見込んでいる。なお、詳細な通行方法については事前に監督員と協議を行うこととし、設計変更の対象とする。

- 1) 高速3号線上り線 (仁保入路 → 坂北出路)
 - (a) 普通車 (ライトバン8台、トラック (2t) 2台)
計10台
 - (b) 大型車 (橋梁点検車2台)
計2台
- 2) 高速3号線上り線 (宇品入路 → 坂北出路)
 - (a) 普通車 (ライトバン16台、トラック (2t) 4台)
計20台
 - (b) 大型車 (橋梁点検車4台)

計 4 台

3) 高速 3 号線下り線 (海田入路 → 宇品出路)

(a) 普通車 (ライトバン 8 台、トラック (2 t) 2 台)

計 10 台

(b) 大型車 (橋梁点検車 2 台)

計 2 台

4) 高速 3 号線下り線 (仁保入路 → 宇品出路)

(a) 普通車 (ライトバン 12 台、トラック (2 t) 2 台)

計 14 台

(b) 大型車 (橋梁点検車 2 台)

計 2 台

5) 高速 3 号線下り線 (坂北入路 → 宇品出路)

(a) 普通車 (ライトバン 20 台、トラック (2 t) 4 台)

計 24 台

(b) 大型車 (橋梁点検車 4 台)

計 4 台

6) 高速 3 号線下り線 (坂北入路 → 仁保出路)

(a) 普通車 (ライトバン 8 台、トラック (2 t) 2 台)

計 10 台

(b) 大型車 (橋梁点検車 2 台)

計 2 台

3. 安全対策について

(1) 現道路交通及び工事用車両を安全に誘導するため、以下に示す交通誘導員を延べ 34 人 (2 人/日、交代要員なし)、を配置するよう見込んでいる。なお、交通誘導員の詳細な配置方法については、別途監督員と協議を行うこと。

1) 昼間

(a) 交通誘導員 A 3 人

2) 夜間

(a) 交通誘導員 A 12 人

(b) 交通誘導員 B 24 人

4. 排ガス対策型建設機械について

(1) 電気通信設備工事共通仕様書 (平成 28 年広島高速道路公社)「1-1-37 環境対策」で使用を

義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第2次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、排出ガス対策型の基準値による設計変更は行わない。

5. 試験運用開始時期について

試験運用開始時期を以下のとり見込んでいる。ただし、関係機関との協議・調整等により、試験運用開始時期の変更が必要となった場合には、別途協議するものとする。

(1) 橋脚灯設備

・令和5年3月1日～

6. 撤去品について

本工事で発生する金属くず（廃プリント配線板含む）及びケーブルの処分先・重量については、次の条件を想定している。

（処分先）	広島県広島市南区
（運搬距離）	約 6.8 k m
（処分費用）	平日昼間の受入費用
（重量）	635 k g

7. その他

(1) 本工事の施工に伴う各関係機関との協議・調整等を積極的に行うとともに、それに伴い監督員が指示した資料作成についても迅速に行うこととする。

(2) 積算基準については、「広島高速道路公社土木工事積算基準（令和3年8月）」によるものとし、共通仮設費率、現場管理費率は大都市を考慮した補正を行い、労務費及び資材費については、「土木工事設計資材単価表（令和4年6月改訂）」によるものとする。

ただし、上記積算資料にない資材単価は物価資料（建設物価、積算資料）の令和4年6月版によるものとする。

(3) 本工事で使用する機器に関しては、監督員の検査で合格したものを使用するものとする。

1) 橋脚灯設備

・橋脚灯制御盤、橋脚灯監視盤